

令和元年10月13日 22時20分

資料配布 近畿地方整備局

紀南河川国道事務所

## 台風19号に伴う国道42号の通行規制(第9報) ～全面通行止めを解除し、片側交互通行に変更～

- 国道42号東牟婁郡伊串地区～姫地区(延長約1.5km)は、台風19号による越波により、10月12日(土)4時40分から全面通行止めを実施しているなか、道路の陥没が確認されたため、通行止めを継続して応急復旧を実施していました。
- 応急復旧が完了し、路面空洞調査による安全が確認されたため、全面通行止めを解除し、10月13日(日)22時20分に片側交互通行に規制を変更しました。

### ■通行規制区間及び規制内容

国道42号

東牟婁郡串本町伊串地区～姫地区(延長約1.5km)

片側交互通行(今回)

**\* 片側交互通行の規制が継続されるため、道路を利用のみなさまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。**

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所>

和歌山県政記者クラブ  
和歌山県政放送記者クラブ  
和歌山県地方新聞記者クラブ

新宮記者クラブ  
新宮中央記者クラブ  
田辺記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

副所長

ワタナベ タスケ  
渡邊 泰伴

道路管理課長

オオニシ ヒロユキ  
大西 裕之

TEL 0739-22-4564(代表)

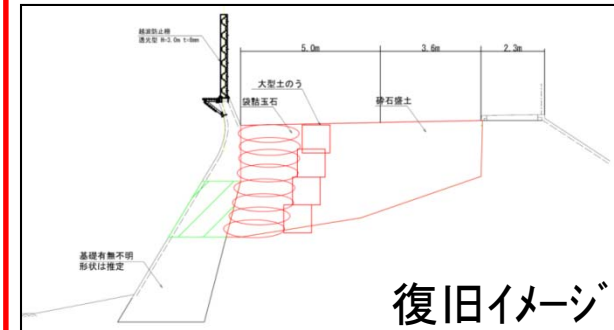
## 【位置図及び規制範囲】



## 被災状況



## 応急復旧



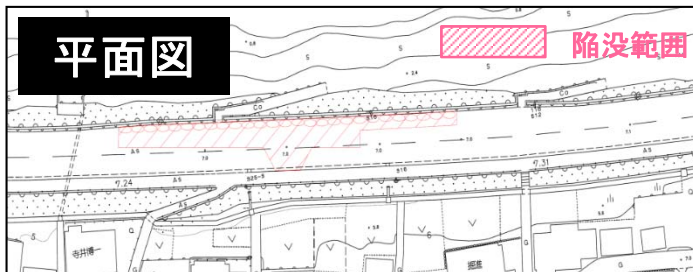
### 応急復旧作業中の状況



### 応急復旧後の状況



## 平面図



## 被災断面図

